

## 時間単位型ドライバー保険の概要とお支払い保険金のご案内

# 時間単位型ドライバー保険



### 補償の概要

他人から借用した自動車(以下、借用自動車といいます)を運転中の事故またはトラブルの際、被保険者(補償の対象になる方)がご負担された下記の費用保険金をお支払いします。

### 基本プラン・お支払いする保険金

補償の対象	保険金の種類	限度額
相手方への賠償	<b>対人賠償責任保険</b> 借用自動車を運転中に事故によって他人を死亡させたりケガをさせたりした場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき、事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 <b>【対人臨時費用保険金】</b> 事故の相手(被害者)が死亡された場合には15万円を臨時費用保険金としてお支払いします。	無制限
	<b>対物賠償責任保険</b> 借用自動車を運転中に事故によって、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。	無制限
	<b>対物全損時修理差額費用特約</b> 対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者が修理費と時価額の差額分を負担した場合に保険金をお支払いする特約です。	差額に被保険者の責任割合を乗じた金額(50万円限度)
ご自身・搭乗者の補償	<b>搭乗者傷害特約(一時金払)</b> 借用自動車に搭乗中の方が、自動車事故により亡くなられたり、ケガをされたりした場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。	1名につき 1,000万円
	<b>自損事故傷害特約</b> 自損事故(電柱との衝突など)で、運転者、搭乗中の方が亡くなられたり、ケガをされたりした場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき被保険者1名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。	1名につき 1,500万円
車両補償(借用自動車の補償)	<b>借用自動車の車両復旧費用特約</b> 借用自動車を運転中に事故によってお車に損害が生じた場合で、修理もしくは代替車両の購入のために必要な費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	300万円 (自己負担額15万円)
借用自動車のレッカー等の補償	<b>借用自動車のロードアシスタンス特約</b> 記名被保険者が借用自動車を運転中に、借用自動車が走行不能になったことに伴い、応急処置費用および運搬費用を負担することによって被る損害に対して補償する特約です。	15万円

## 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げるような損害に対しては保険金をお支払いできません。

相手方への賠償		<ul style="list-style-type: none"><li>■ ご契約者、記名被保険者などの故意によって生じた損害</li><li>■ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって記名被保険者が被った損害<ul style="list-style-type: none"><li>① 記名被保険者のご父母、配偶者またはお子さま</li><li>② 記名被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人</li></ul></li><li>■ 台風、洪水、高潮によって生じた損害</li></ul> など
ご自身の補償	おケガ/ お車	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害</li><li>■ 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害</li><li>■ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害</li><li>■ 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害</li></ul> など
	お車	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 盗難によって生じた損害</li><li>■ 借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さび、その他の自然消耗</li><li>■ 故障損害</li><li>■ 付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうち借用自動車に定着されていない物またはタイヤの単独の損害(火災を除きます。)</li><li>■ 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害</li></ul> など

## お客さまへのお願い

### ● 警察へ事故の届出をお願いいたします

人身事故はもちろん物損事故についても、警察への事故届出が必要です。後日のトラブルを防止するためにも届出をお願いいたします。なお、人身事故の場合には人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いいたします。

### ● 相手の方と約束をなされる前に必ず、当社担当者までご相談ください(賠償事故の場合)

相手の方から何らかの損害賠償の請求を受けた場合は、お約束やお立替をされる前に、必ず当社担当者までご相談ください。

ご相談なくお約束やお立替をされますと、保険金をお支払いできない場合もありますので、ご注意ください。

### ● 責任割合が発生する場合があります

交通事故の中には、交差点での出合頭の事故のように、加害者、被害者双方の不注意で起きる事故もあります。双方に不注意(過失)があった場合は、加害者がすべての損害を負担するのではなく、被害者の責任割合に応じて損害額から減額して賠償することが一般的です。これを「過失相殺」といい、過失相殺の割合は、道路交通法や過去の判例などをもとに判断されます。

### ● 円満解決へ向けて

相手の方におケガがある場合は、お見舞いやお詫びなど、できるだけ誠意ある対応をお願いいたします。円満な事故解決のための重要なポイントになります。

### ● ご加入の保険証券をご確認ください

交通事故によっておケガをされた場合は、自動車保険以外の保険(傷害保険・所得補償保険など)でもお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券をご確認ください。

このチラシは補償の概要を説明したものです。

詳細・その他の項目については、当社公式ウェブサイトの「Web約款」をご参照ください。

ご不明な点は、当社担当者までお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

株式会社 京急保険サービス  
神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー 21階

☎ 0120-013-113 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9:30～17:45